

第6章 人材育成に向けた支援・施策

1 知的財産人材の育成

(1) 知財教材の普及

知財人材を育成するための知財教材を作成し、特許庁・INPITウェブサイトで提供するなど、普及に取り組んでいる。

- ◆ 2021年度は、高等学校の授業等で活用可能な教材コンテンツ集「SDGsと価値創造～探究の入口～（授業で使える知財創造教育コンテンツ）」、実際の企業の経営と知財にまつわる取組をベースとした17の事例を用いた、知って得する知財経営マネジメント・ケーススタディ教材を作成。

知財の教材・参考書



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/kyozai/index.html>

知財マネジメント人材育成教材の提供



https://www.inpit.go.jp/jinzai/global/global_material.html

(2) 知財力開発校支援事業

特許庁及びINPITは、「明日の産業人材」である専門高校及び高等専門学校生徒・学生等を対象に、知的財産の保護や権利の活用についての知識や情意、態度を育む取組を支援。

- ◆ 2021年度は、34校を支援校の対象として採択。

知財力開発校支援事業



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/coop/20191001.html>

(3) パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト

高校生、高等専門学校生、大学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰（特許庁、INPIT、文部科学省、日本弁理士会共催、WIPO後援）。表彰された生徒、学生等に対して、応募作品について出願から権利取得まで支援。

パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト



<https://www.inpit.go.jp/patecon/>

(4) 弁理士の育成

弁理士試験及び特定侵害訴訟代理業務試験の実施、弁理士に対する懲戒処分の実施及び日本弁理士会と連携した研修の充実を通じて、弁理士の質の維持・向上を図っている。

- ◆ 2021年末時点の弁理士数は11,696人、特許権等の侵害訴訟の代理業務を受任できる弁理士数は3,428人。
- ◆ 産業構造審議会知的財産分科会第19回弁理士制度小委員会において、中小企業や農林水産事業者等による知財の適正な保護・利用を促進するため、弁理士の能力強化や弁理士へのアクセス性向上等に関する提言を受けた。

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会



https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/san-gyo-kouzou/shousai/benrishi_shoi/index.html

(5) 情報通信技術を活用した学習機会の提供

知的財産に関する知識・能力などに対するニーズの多様化に応え、インノベーション力や知財を活用したビジネス力、知財マインドの高い人材育成への貢献をより充実させることを目的に、既存のeラーニングをリニューアル

IP ePlat



<https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/>

し、「IP ePlat」として2020年4月1日にサービスを開始した。

- ◆2021年度は、IP ePlatにて知的財産権制度説明会（初心者向け及び実務者向け）のオンライン配信を実施。

(6) 調査業務実施者の育成

INPITでは、特許庁からの先行技術文献調査を請負う登録調査機関で調査を行う調査業務実施者になるための法定研修（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条）を実施している。精度の高い調査を行う調査業務実施者の育成は、世界最速・最高品質の審査を実現するため極めて重要であり、本研修は、特許・検索実務に関する基本的知識の体系的な学習の他、実習や検索報告書作成を通じて、調査業務実施者に必要な基礎的能力の修得を目指している。

- ◆2021年度実績 延べ受講者数：227名

(7) 海外の知的財産人材育成機関等との連携

INPITでは、海外の知的財産人材育成機関等との連携・協力を行っている。特に、中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）、韓国の国際知識財産研修院（IIPTI）及びベトナム知的財産研究所（VIPRI）との間では協力覚書を締結し、連携・協力関係を構築している。

- ◆2021年度は、日中韓および日中人材協力会合をCIPTC主催によりオンライン形式で開催したが、それ以外の定期会合や知的財産人材育成研修の開催は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け2022年度に延期となった。

調査業務実施者育成研修（法定研修）



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/searcher/index.html>

知財人材育成機関等との連携



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/suishin/index.html>

2 知財功労賞

毎年、知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、制度を有効に活用し円滑な運営・発展に貢献のあった企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を行っており、両表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称している。

- ◆2022年度は、経済産業大臣表彰として個人1名と企業等7者、また、特許庁長官表彰として個人4名と企業等14者を表彰した。

令和4年度「知財功労賞」について



https://www.jpo.go.jp/news/koho/tizai_koro/2022_tizai_kourou.html